

令和 7 年度
訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業の概要

事 項	内 容																								
目的	訪問看護ステーションの設置者が実施する認定看護師資格取得及び特定行為研修の受講を支援する取組に対し必要な経費を補助することで、在宅療養生活における専門的な看護の実践による看護職員の資質向上及び労働意欲の向上を図り、定着の促進、都内訪問看護ステーション全体の質の向上につなげる。																								
補助対象事業所	都内の訪問看護ステーション																								
予算規模	19 事業所（令和 7 年度の新規申請） ※ 予算規模を超えて申請があった場合は、都において選定する場合あり。																								
対象分野	・ 認定看護師資格取得 ① 訪問看護（在宅ケア）、② 皮膚・排泄ケア、③ 認知症看護、④ 緩和ケア ・ 特定行為研修 ⑤共通科目 ⑥在宅療養にかかる科目																								
対象経費 及び 基準額	雇用している看護職員の認定看護師資格（対象分野①～④）の取得及び特定行為研修受講（対象分野⑤、⑥）を支援するため、訪問看護ステーションが負担する下記ア～カの経費とする。 【認定看護師資格取得】 <table><tr><td></td><td>対象経費</td><td>基準額</td></tr><tr><td>ア</td><td>入学金（※入学検定料は除く）</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>イ</td><td>授業料</td><td>1,780,000 円</td></tr><tr><td>ウ</td><td>認定看護師教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費（以下、「給与費」という。）</td><td>2,105,000 円</td></tr><tr><td>エ</td><td>認定看護師認定審査料</td><td>50,000 円</td></tr></table> 【特定行為研修】 <table><tr><td></td><td>対象経費</td><td>基準額</td></tr><tr><td>オ</td><td>受講料</td><td>870,000 円</td></tr><tr><td>カ</td><td>特定行為研修受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費（以下、「給与費」という。）</td><td>2,105,000 円</td></tr></table>		対象経費	基準額	ア	入学金（※入学検定料は除く）	50,000 円	イ	授業料	1,780,000 円	ウ	認定看護師教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費（以下、「給与費」という。）	2,105,000 円	エ	認定看護師認定審査料	50,000 円		対象経費	基準額	オ	受講料	870,000 円	カ	特定行為研修受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費（以下、「給与費」という。）	2,105,000 円
	対象経費	基準額																							
ア	入学金（※入学検定料は除く）	50,000 円																							
イ	授業料	1,780,000 円																							
ウ	認定看護師教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費（以下、「給与費」という。）	2,105,000 円																							
エ	認定看護師認定審査料	50,000 円																							
	対象経費	基準額																							
オ	受講料	870,000 円																							
カ	特定行為研修受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費（以下、「給与費」という。）	2,105,000 円																							

補助金の 交付額	受講生ごとに、対象経費ア～カについて、以下に定める手順によって算出する。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 基準額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定 ↓ 選出された額の合計に、補助率 1 / 2 を乗じて得た額を交付額とする。
補助率	1 / 2
その他	(1) 入学金、授業料、受講料及び給与費について交付決定を受けた場合、受講年度内に研修受講を修了することを条件として付す。 (2) 認定看護師認定審査料について交付決定を受けた場合、認定看護師認定審査に合格することを条件として付す。 (3) (1) 及び (2) に定めた条件に反した場合については、補助金を交付しない。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずる。